介護サービスどうぞご利用を！

問い合わせ
高齢福祉課
（内472）

高齢社会を支える介護保険

介護保険制度が始まって、2年目。市内には1000人を超える方が要介護（要支援）認定を受け、介護保険のサービスを利用しています。現在利用されていない方も、介護が必要な状態になったときはいつでも要介護（要支援）認定の申請をすることができます。今回は、認定の申請から、サービスの開始までの手続きの流れと、サービスの種類をご紹介します。

申請から決定までの流れ

①要介護申請が必要

自分でおふろに入れないので手伝ってほしい、施設で日中介護をしてほしいなどの介護サービスを受けたいときは、要介護（要支援）の申請をし、認定を受ける必要があります（図1）。

申請は高齢福祉課または市内の在宅介護支援センターで受け付けています。65歳以上の方は介護保険の被保険者証を、40歳から64歳の方は加入している医療被保険者証を持参してください。

申請は本人や家族のほかにケアプラン（介護サービス計画、以下「ケアプラン」）を作成する指定居宅介護支援事業者や在宅介護支援センター、介護保険施設、民生委員などに代行してもらうことができます。

②訪問調査行います

市職員や、市が依頼したケアマネジャー（介護支援専門員、以下「ケアマネジャー」）が自宅や施設を訪問し、本人の心身の状況を調査します。

また、主治医が病気や負傷の症状をまとめた意見書を作成します。主治医がいない場合には市の指定した医師の診断が受けられます。

③要介護度を決定

訪問調査で聞き取った内容をもとにコンピューターが「一次判定」を行います。介護認定審査会は、医療、保健、福祉の専門家で構成され、この「一次判定」の結果をもとに、訪問調査員が記入した「特記事項」と「主治医の意見書」を参考にしながら「二次判定」を行い、要介護度が決められます。

④結果は郵送で

要介護認定では、被保険者の心身の状況によって「自立」「要支援」「要介護1～5」に区分します。

「要介護」または「要支援」を判定された場合は、結果通知書と被保険者証にその区分を記載し結果を郵送します。

「自立」の方には非該当通知書を郵送し、被保険者証を返送します。申請日から30日以内に要介護認定の結果が本人に通知されます。

（図1）　サービス利用の手続き

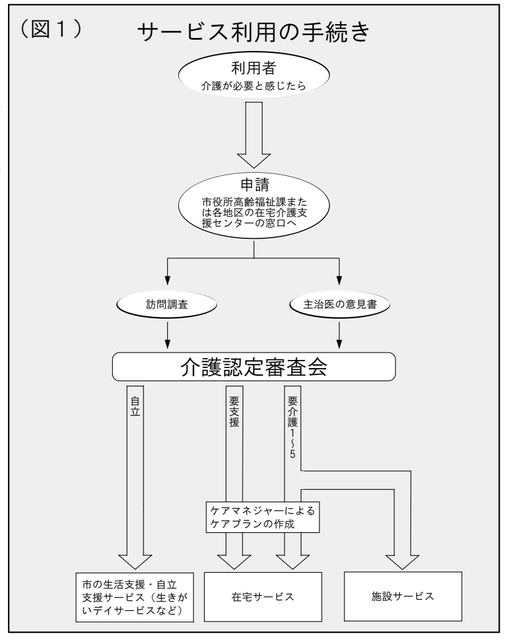

ケアプランの作成

1．在宅サービスを利用したいとき

要介護（要支援）認定された方には、結果通知と一緒にサービス利用のお知らせを送ります。居宅介護支援事業者に所属しているケアマネジャーにケアプランを立ててもらいます。

ケアマネジャーは、利用者や家族の要望を聞き、どんなサービスをどのように組み合わせたら良いかを、サービス事業者と調整します。ケアプランの作成を依頼したら必ず市へ「居宅サービス作成届出書」を届け出てください。

なお、ケアプランの作成には利用者負担はありません。

2．施設サービスを利用したいとき

介護保険施設に、入所や入院をして介護サービスを受けたいという方は、施設へ直接利用申し込みをしてください。施設のケアマネジャーが作成するケアプラン（施設サービス計画）に基づいてサービスをうけることができます。施設サービスは「要支援」と認定された方は利用できません。

介護保険制度制定の背景

高齢化が進む日本では、21世紀半ばには、3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしています。

寝たきりや痴ほうなどの、介護の必要なお年寄りが年々増えている一方で、介護する人も高齢になっています。そのため、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」のケースのように、介護の問題を家族だけで解決することが難しくなっていることも事実です。

今、介護はだれもが直面する問題になっています。そこで、社会全体で支え合う社会保険方式による公的介護保険制度「介護保険制度」の導入が必要となったのです。

高齢者ハンドブック今月発行します

市では65歳以上の方を対象に「高齢者ハンドブック」を作成し、3月中に民生委員を通して配布します。

これまでの「高齢者サービスのご案内」と「福寿手帳」とを合わせたもので、高齢者の方が各種福祉サービスや介護保険制度の利用、生きがい事業などに参加される場合や各種連絡先などいろいろな面で便利な手引きになるようにしました。

常にお手元に置いてお役立てください。

費用の一部が支給されます

介護保険のサービスにはホームヘルパーや訪問看護婦などの派遣を受けたり、デイサービスに通うなど定期的に利用するサービスがあります。これらのサービスはケアマネジャーに、ケアプランを作成してもらい利用することができます。

こうしたサービスのほかに、福祉用具を購入したり住宅を改修した場合にも、介護保険から費用の一部が支給されます（表1参照）。

これらの介護サービスのうち、みなさんから寄せられた質問の多かった3つをQ&Aなどを通して説明します。

福祉用具購入費の支給

介護が必要となり、要介護（支援）認定を受けた方が、入浴や排せつなど、直接肌に触れて使用するポータブルトイレや入浴用のいすなどの福祉用具を購入する場合は、介護保険の給付が受けられます。

Q　福祉用具はどのように選んだらよいのですか。

A　介護保険の対象となる福祉用具は市内の在宅介護支援センターで展示されているものもあります。在宅介護支援センターの職員やケアプランを作成しているケアマネジャーへ相談し、身体の状態にあったものを選定することが大切です。

住宅改修費の支給

日常生活で、住宅の浴室の入り口と脱衣所の間などの大きな段差につまづいたり、階段やトイレの中などに手すりがなく、転倒したことはありませんか。

高齢になっても自宅で自立した生活を送ることができ、また介護する人の負担を軽減できるよう、介護保険には住宅改修費の支給のサービスが設けられています。

手続きは、はじめに要介護（要支援）認定を受けることが必要です。改修工事の前には、ケアマネジャーに必ず相談し、どこにどんな改修が必要かを確認してもらいます。また、工事の対象範囲の詳細については高齢福祉課にご相談ください。申請の際には（表2）のような書類が必要となります。

工事にあたっては、介護が必要な方の心身の状況にあわせて適切な改修を行うことが重要です。それには、十分な経験と実績のある施工業者に依頼するとともに、申請に必要な書類の作成などに協力してもらえるかどうかを確認することも必要です。

また、ケアマネジャーや施工業者、市と連絡をとりあい、工事の内容や対象となる範囲、費用、必要書類などのチェックを忘れずに行いましょう。

Q　現在入院しているのですが、住宅改修費や福祉用具購入費の申請はできますか。

A　住宅改修費や福祉用具購入費は入院、入所している間は申請できませんが、退院・退所が決まった場合は退院日等にあわせて改修や購入が可能です。申請時期については市にご相談ください。

手すりをつけた玄関で介助する人も安心です

Q　住宅改造の相談はどこで行っていますか。

A　社会福祉協議会では、高齢者や障害者のための住宅改造相談を行っています。これは、一級建築士がお宅にお伺いして、現状を確認してアドバイス等を行います。介護保険を有効に利用するため、また普段気づきにくい住まいの障壁をとりのぞく（バリアフリー）ため、ぜひご相談してください。毎月第3木曜日、午前10時～午後3時に予約制で行っています。問い合わせは、同協議会、住宅改造相談（☎232・1600）まで。

高額介護サービス費の支給

介護保険制度では1カ月あたりの利用者負担額が高額になり、（表3）に掲げる上限額を超えた場合には、負担が重くならないよう、申請により高額介護サービス費として一定額を超えた分が支給されます。

該当する方には、市からお知らせの通知と申請書をお送りしていますので、利用したサービスの領収証を添えて高齢福祉課へ申請してください。

（表1）介護サービス一覧表

サービス名	内　　容
訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーがご家庭を訪問し、家事（調理・掃除・買い物など）や介護（入浴・排せつの介助など）を行うサービス
訪問入浴	移動可能な浴槽を、ご家庭に運び入れ、入浴させてくれるサービス
訪問リハビリテーション	主治医の指示により、理学療法士や作業療法士が訪問し、機能訓練などを行うサービス
訪問看護	主治医の指示により、看護婦(士)や保健婦(士)が家庭を訪問し、健康チェックや看護・療養支援・助言を行うサービス
通所リハビリテーション	主治医の指示により、理学療法士や作業療法士がいる施設へ出かけて行き、施設で機能訓練などを行うサービス
通所介護（デイサービス）	健康チェック・入浴・食事・日常の動作訓練などを行う施設に出かけて行き、施設で受けるサービス
福祉用具貸与	特殊ベッドや車いす等、福祉用具の貸与（レンタル）を行うサービス
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等から介護上の助言を受けるサービス
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護者が一時的に介護できないときなどに、特別養護老人ホーム等で介護の必要な高齢者の方に短期間入所していただき、日常生活のお世話をするサービス
短期入所療養介護	介護者が一時的に介護できないときなどに、療養型病床群などの医療施設で、医学的管理の必要な高齢者の方に短期間入院していただき、介護するサービス
福祉用具購入費の支給	排せつや入浴に使われる用具の購入費の支給
住宅改修費の支給	家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの、小規模な改修の費用の支給
有料老人ホーム	有料老人ホームなどへ入居して介護サービスを受ける
痴ほう対応型共同生活介護（グループホーム）	痴ほうの高齢者の方が対象で、住宅などで8人程度の利用者が、お世話をする人と共に共同生活をする
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	日常生活で常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し必要な介護サービスを受ける
介護老人保健施設	病状が安定し、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受ける
介護療養型医療施設	長期間にわたる療養や介護が必要な場合に入院する

（表2）　福祉用具購入費、住宅改修費支給申請について

	福祉用具購入費の支給	住宅改修費の支給
利用できる人	介護保険の要介護認定で要支援または要介護1～5の認定を受けた方	
申請に必要な書類	・申請書 ・領収証 ・購入した福祉用具のパンフレット	・申請書 ・領収証 ・見積書または工事内訳書 ・介護支援専門員（ケアマネジャー）の理由書（申請する住宅改修が必要と認められる理由を記載されたもの） ・日付の入った改修前および改修後の写真 ・住宅の所有者の承諾書
支給限度の基準額	1年間あたり10万円	20万円
自己負担額	いったん全額自己負担をしていただき、申請後、費用の9割が市から返還されますので利用者の負担は1割となります。	
対象となる種類	・腰掛便座 ・入浴用いす ・浴槽用手すり ・入浴台 ・浴室内すのこ ・浴槽内すのこ	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・様式便器等への便器の取替えなど

（表3）　介護保険の一月あたりの自己負担の上限額

区　　分	上限額
一般の世帯の場合	37,200円
世帯全員が住民税非課税の場合	24,600円
生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の場合	15,000円

※住宅改修費、福祉用具購入費、施設サービスでの食事の標準負担額は支給の対象となりません。

低所得利用者の負担を軽減

生計にお困りの方などに対し、介護保険のサービス利用料の負担軽減のための制度を実施しています。

介護保険施設に入所・入院している方で市民税世帯非課税者等の方には食費の負担額の減額の制度があります。

そのほか通所介護、短期入所などのサービスを利用した場合、特に生活に困窮している方に対して社会福祉法人により利用者負担を軽減する制度などが設けられていますのでご相談ください。

身近な相談相手のご利用を

介護保険の在宅サービスをよりよく組み合わせ効果的に利用できるよう民生委員やケアマネジャー、在宅介護支援センターの窓口などをご活用ください。詳しくは高齢福祉課にお問い合わせください。

高齢者施設整備も順調にスタート

市は、えびな高齢者プラン21に基づき、介護老人保健施設・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備に対し支援していますが、今後の整備計画は次のようになっており、目標に向けて順調に整備が進んでいます。

介護老人保健施設は、平成16年度185床（120床整備済）の整備を目標とし、平成13・14年度で65床を整備予定としています。

また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、平成16年度200床（150床整備済）の整備を目標に、平成14・15年度で50床を整備予定。オープンは平成16年4月を目標にしています。なお、特別養護老人ホームを設置運営できる者は、地方自治体か、社会福祉法人に限定され、特別養護老人ホームの設置に必要な土地・建物は、設置者が所有権を有しているか、借地の場合は事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、登記することが必要です。